

四 小笠原流

(二) 小笠原流について

当たり前を自然に振る舞う 小笠原と言えば小笠原流、お作法と言えば小笠原流といえるほど、小笠原流の名称は全国津々浦々まで知られている。これは、小笠原の道統を継承した小笠原家の人々が代々朝廷、幕府の師範として務めてきたということと、小笠原の道統を継承する者は、その道について熟練熱心でなかつたら相伝は許されないと厳しい定めがあつたからだと思われる。

小笠原忠統は、「小笠原流礼法入門」の「小笠原流礼法の真髓」の中で次のように述べている。「小笠原流」というのは窮屈な礼法だと思われるいるようだ。しかし、本来小笠原流は社会人としてわきまえてしかるべき当たり前のことと、自然に振る舞うことができればそれが極意なのである」。

小笠原家では、鎌倉時代以来の犬追物いぬおうもの、流鏑馬やぶさめなどで知られる小笠原流の弓術、馬術、そして礼法を総称して「糾方」と呼んでいる。糾方という言葉は、「平和の時は進退応対の礼、戦時の時には軍旅のはかりごと」という武家必須の故実をひとくくりにした概念であり、その意味するところは「三儀一統」に、「それ、弓(糾)法というは、弓は弘なり、法は度なり。これ、のりをひろむるの心なり」と著されているように、

弓法とも書かれ、法を弘めるという意味である（中略）というようにいろいろな表現で用いられるのである。

小笠原家の伝書に曰く、「わが心に思うことをやめて、人の道理を立つること、さ候えば環の端なきがごとくにて候。所詮、わが初めの一念を捨てて、眞実の道理を相互ににもどめて、おのずから、われと悟り知るべきなり」「人は大かた、人のために辛苦をするならいなり、（中略）惣じて身にそつたほど、分際にしたがい、徳を諸人にはどこすべし」すなわち、礼とは他人への心遣いである。その表現の底にあるのは思いやりやいたわりのまごころである。

「見憎く候」 これに加えて小笠原流では、行動を規定するものとして、『美』を基準としている。小笠原「見よく候」に伝わる礼法の和歌のうち

手も足も皆身につけて使うべし 離れば人の目にや立ちなん

無羈は目に立たぬかは羈とて 目に立つなばそれも無羈

とあるなど、また伝書中に頻繁に現われる「見憎く候」「見よく候」といった言葉も、「行動の美学」を基準とする考え方なのである。このように小笠原流は、礼を行ふ心の坐りを究極に求める礼法であり、そこに美を見出すことに努めている。

さらに忠統は、「小笠原流礼法入門」の現代に求められる礼法とは「で次のように述べている。「多様化する社会、価値観の変動はもちろん、生活様式の変化——これらに押し流されることなく対処し、旧来の作法やしきたりをただ安易に受け入れるのでなく、自分なりに咀嚼することである。それはすなわち自分自身のライフスタイルをもつことであり、それに合わせた自分の判断による“作法”を作りあげることといえ

るだろう。現代礼法の基礎というべき小笠原流礼法が誕生してから約七〇〇年、この茫漠たる歳月を経た今日も、小笠原流礼法が人々の間に根強く生きつづけることは（誤解があるにしても）、私の喜びであるが、形や形式としてだけのみ取りあげられるのは大変な心外であつた。（中略）現代の礼法はえてして“形”だけが広められ、“心”が忘れられたままになつてゐる。」

以上述べているように小笠原流の礼法は、思いやり、いたわり、つつしみ、そして美を求める、それらの心が本義であるといえる。そして、この礼儀の心は、作法の動作とともに、互いに補い合つて礼儀作法になるものであろう。

そこで、小笠原家の歴史を顧みると、天文年間（一五三三—一五五五）、小笠原長時の時代に、武田信玄との戦いで小笠原は滅亡の危機に瀕する状態に直面したこともあつた。けれども子息にあたる小笠原貞慶をはじめ歴代の当主の努力によつて、これを切り抜けて生き抜き、さらに徳川幕府時代に入ると一転して、世の人々からは「弓馬の家」と称せられるほどの繁栄をみた。そしてさらに、明治維新に際しては、長州戦争、小倉城の自焼、香春への撤退、豊津への移転と全くめまぐるしい歴史の流れを経てきている。この厳しい歴史の流れの中で、小笠原流と小笠原家の人々がどのようななかかわりをもつて変遷してきたのかを見極めてみることにする。

このたび、小笠原流宗家、小笠原忠統、小笠原清信の貴重な文献をいただくことにした。現代社会において礼法の大切さが見直されているとき、あらためて豊津と縁の深い小笠原流について一層の理解を深めたい。

(一) 小笠原流の歴史

小笠原流の起源

小笠原家は、清和天皇を始祖とする清和源氏の系統である。第五十六代清和天皇（八五八—七六）と弟君の能有公は武家故実、弓射に通じていた。清和天皇の第二皇子の貞純

親王は叔父にあたる能有公より武門を継承し武家の法式をたてた。この貞純親王の嫡子経基公が小笠原家の始祖にあたるのである。経基公は、延喜十五年（九一五）十一月十三日「源」の姓を与えられ、源氏正統の祖となつた。小笠原清信著の「小笠原流」にも「いまも小笠原家の大切な年中行事の一つとして毎年一月十七日に明治神宮で行われている大的式、一月上旬に鎌倉の鶴岡八幡宮、京都の上加茂神社、奈良の大和神社で行う大的式の起源は、清和天皇が貞觀庚辰（二年）（八六〇）の正月十八日に射礼を行われたことから出発している。また、貞純親王は、「射礼、射法、射行、射儀、射術」の五冊の本を編集し、「日本弓矢將軍」という名前を許す天皇の宣旨と白い幡をいただいている。そのため源氏のシンボルの白幡はここからきている。」とあり、つまり小笠原流は清和天皇、能有公、貞純親王、経基公を起源として発しているといえる。

小笠原流の繼承

後世、源氏の一族として源氏の姓を名のらなくても、新田、足利、武田、小笠原氏など多くの武家が経基公を祖として出ている。この源氏の流れのなかで、貞純親王、経基公に始まる源家の糾方は、「糾方的伝」（弓馬の術・秘法）として伝承されている。そして代々にわたって適格者にのみ伝承されている。そしてこの糾方的伝の道統は、八幡太郎義家、新羅三郎義光、そして義光の二男義清、義清の孫遠光にと伝承された。義清の子清光には糾方不伝となつていて、

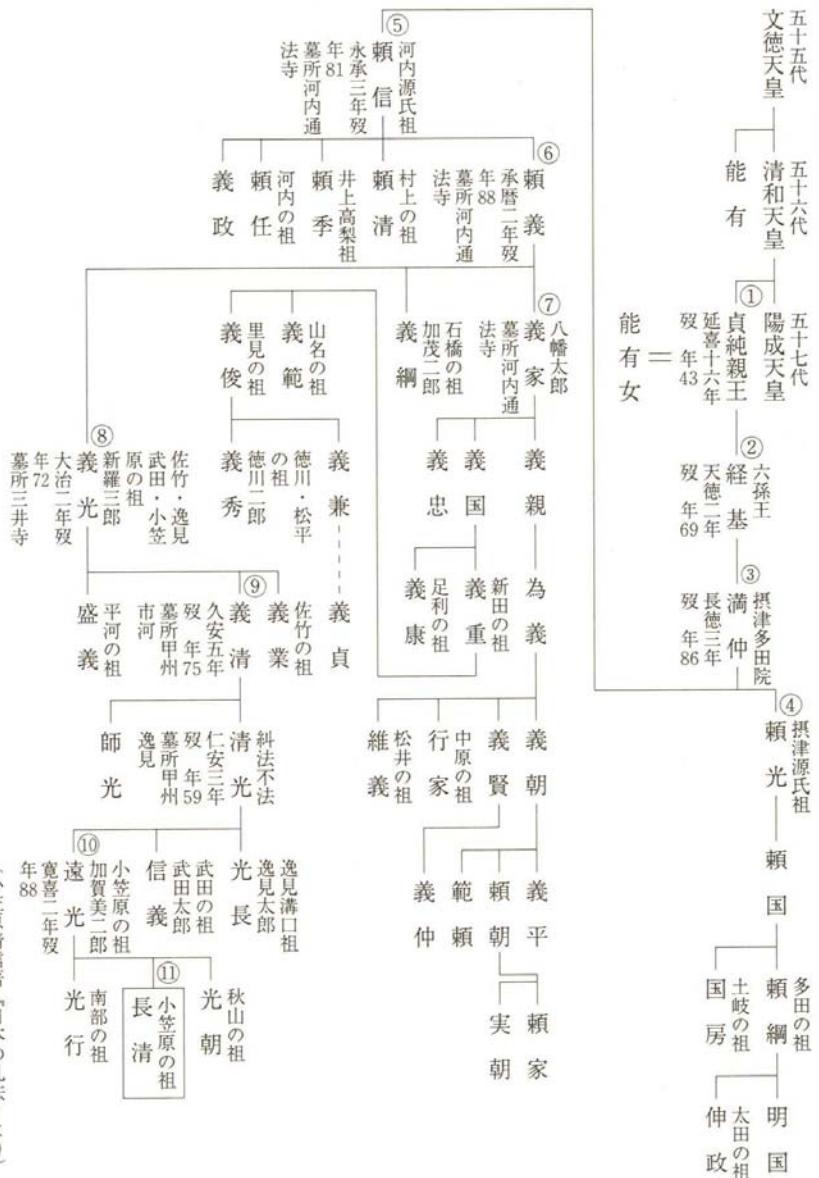
不伝とは、家は相続しても家業の儀は、その道熟練熱心でなければ相続することを許さないという定めがあつたためである。小笠原流が今日あるのは、この厳しい定めがあつたからだと考えられる。

遠光の兄にあたる光長（逸見氏の祖）と信義（武田氏の祖）が糾方を受けなかつたのは双生児として生まれたためでもあつたといわれている。遠光は、文治元年（一一八五）後鳥羽院の平家追討に功をたて、その功により信濃守に任せられた。そして遠光は、加賀美二郎遠光と称し、高倉天皇の承安四年（一一七四）正月、京都の紫宸殿上に怪しい光があらわれた時、召しだされて弓矢の威徳でこれをはらつた功により「王」の字の家紋を高倉天皇より賜つた。

遠光の長男光朝は秋山氏の祖となり、次男長清は小笠原氏の祖となり、そして三男光行は南部氏の祖となつてゐる。源氏の糾方的伝は、小笠原氏の始祖となつた長清に伝承され、これが後世の小笠原流と呼ばれることとなつたのである。そして二十世紀の人々の礼儀作法の基盤にもなつてゐると言つても過言ではなかろう。（小笠原姓の起源は、遠光は加賀美二郎といつていたが、高倉天皇より元服したとき小笠原姓を賜つたといわれている。小笠原村に住していただけでもある。山梨県北巨摩郡小笠原村—現在は明野村—・山梨県中巨摩郡柳形町小笠原）

長清は、文治三年（一一八七）遠光より糾方的伝を受け、源頼朝の糾方師範となつた。長清二六歳、頼朝四〇歳である。当時、小笠原氏は、現在の龍王（甲府の在）の近くの加賀美村、小笠原村に居を構えていた。そして加賀美村に住した加賀美二郎遠光によつて、弓始、奉射・大的、百手、笠懸、犬追物、流鏑馬など の儀式を武士の手で行うよう創定された。これらは宮中の儀式として故実により厳格に行われていたものを、新たに武家儀式として制定されたのである。また頼朝の命により、長清は「六芸の方」を制定、礼軍射御書

第89図 清和源氏系図および源氏兵法道統（○数字は道統を示す）

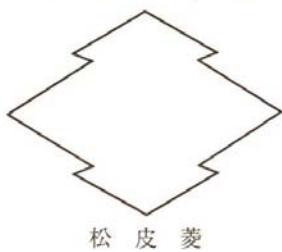


作について編述している。長清を初代として現在まで糾方が小笠原流として連綿として伝承されている。長清は、仁治三年（一二四二）七月十五日、八一歳で死亡し、長清寺榮曾と号した。現在、山梨県北巨摩郡明野村（小笠原村）に長清の祠と菩提寺の長清寺がある。長清寺は、全国的に分布している小笠原家ごとに始祖の供養として建立されている。豊前小倉においても、現在、北九州市小倉北区足立にある広寿山福聚寺の横に長清寺が建立されている。

（三）小笠原家の家紋

当初の家紋松皮菱
小笠原家一族は大変繁栄し、現在日本の各地に散在している。そして、小笠原家の散在している地域では、小笠原流宗家はもちろんであるが家紋・三階菱の紋章をよく見かけるものである。この家紋・三階菱は、小笠原流とは深いかかわりがあるので小笠原家の家紋の由来について述べる。

小笠原家にとつて当初の家紋は松皮菱であつた。この松皮菱の由来をみると、小笠原家の祖である甲斐源氏の祖、新羅三郎義光の父源頼義が後冷泉天皇の時、勅令を奉じて奥州に安倍一族を征伐に行つた際に、その出発にあたり、帝は頼義に旗の紋として「王」の字を許した。頼義はこの旗を立てて戦つたが、その後、この旗を子供の新羅三郎義光に伝えた。義光は「王」の字があまり明らかに書かれているのは恐れ多いとして、「王」の字をくずし、三本の横線の端を細くして「松皮菱」を



家紋とした。

松皮菱から 三階菱へ

弓馬の術にすぐれていた。貞宗は、後醍醐天皇につかえて「弓馬の家」とよばれていた。そして天皇より弓馬の奥義を勅問されたことに対し、貞宗は家伝として弓馬の奥義を奉答した。その後、正三位に叙せられ昇殿を許されている。そして、「小笠の光」(横井忠直著)には次のように記述されている。「命官画大藏

丞、描肖像、宸翰題其上曰、弓馬達人、文武良将、又賜王字、為家紋、貞宗恐惶、不敢露其字、以頼義已來所用徽章松皮菱、韜之(改中太為下太)称曰三階菱」

要するに、貞宗の時代に、源氏より用いていた家紋松皮菱を三階菱に改めたのである。

現在福岡県京都郡豊津町にある小笠原神社の正面鳥居に

講式近玉階 拝恩賛王字

と刻まれているのは、このことを物語つてゐる(第90図参照)。

三階菱十字文

小笠原第二代長経の時、次男家として分家した清経家すなわち、現在の小笠原清信の先祖の家紋が「三階菱十字文」である。修身論を論述し、小笠原礼法を確立した



第90図 小笠原神社鳥居



三階菱

常興の時、ときの將軍足利尊氏から十文字を授けられたことによる説、あるいは十代経直の時、總領家から糾方的伝をうけ道流を継いだので、總領家に遠慮して「王」の字の上下の横線を取り去り、十字文だけを残したとも伝えられている。また十王の意味であるとの伝えもある。いずれにせよだいたい足利時代に成立したものと考えられる。

(四) 伝承されている小笠原流

源氏の家伝・道統から小笠原へ 糾方的伝は、貞純親王、經基公より始まり源氏代々の家伝、道統として伝承されてきた。そしてこの道統が小笠原家の始祖長清を通じて小笠原家に伝承されてから小笠原流礼法となつた。源氏時代の糾方的伝は、主として宮中の儀式として故実にのつとり厳格に行われていたものを、長清が將軍頼朝の糾方師範になつたころより、こんどは武家の儀式として省略できるものは省略し、新しい時代考証のもとに、新しい武家儀式として制定している。鎌倉幕府時代の武家の諸儀式を制定したともいえる。その一例をあげれば、小笠原清信は『小笠原流』の著書で次のように述べている。

「現在おこなわれている草鹿(くさる)（鹿を模した大的を射すこと）なども頼朝が富士の狩場で鹿を射そこない、きげんを悪くしたときに、長清が草で鹿をつくり、射法の秘術を教えてから頼朝は射そこなうことがなくなつたと伝えられ、これが後の草鹿のおこりともされている。この草鹿の式は、その後射術、射法、射行の稽古法でおもんじられ、そのこまかなるルールは現代のスポーツでも参考にされるほど詳しい規則で



三階菱十文字

あり、その判定のしかたも、ほとんど完璧といつてよいくらいに整備されている。(第91図参照)

小笠原弓馬

七世貞宗は、従兄弟の常興と共に武家の定まった法式として、昔からの和漢の記録を調べ、起居動静の式をはじめとして、言語令、騎乗令などを六四巻にまとめ、「修身論」と名づけて天皇に献上したところ、家法とするようとに勅令を賜り、いまでも小笠原家に伝わる根本の書物となっている。二人は「修身論」のほかに「体用論」をまとめた。この二冊は、小笠原弓馬礼法の基本といわれている。

現在礼法の規範

貞宗より三代後の長秀は、將軍家の命をうけ、

「三儀一統」

今川氏、伊勢氏と「三儀一統」を撰した。以後、

この「三儀一統」が武家礼法の古典とされ、現在の礼法の規範となり、後世小笠原といえば小笠原流礼法といわれる基盤となつたものである。また、長秀は、「当家弓法集」や「弓馬百問答」を編み、これも家法とされ、一子相伝して今もなお小笠原家に伝承されている。

源氏より小笠原家へと伝承された糾方的伝は、一子相伝として他には伝えない、いわゆる「お止め流」であつた。そのためこの伝承された礼法が行わたのは、朝廷、將軍家においてのみということになつていた。特に、徳川時代になると封建制度を維持するため儀式を大変複雑にし、模倣のできない様式に育てていたよ



第91図 草鹿の式

うである。その後、徳川八代将軍吉宗のとき、戦国の世を経て崩れてきた騎射・歩射の業を復古再興することを小笠原家に命じている。将軍目代として、百手もひて、大的おおまと、小的くわまと、振々ふきふき、草鹿くさじ、流鏑馬やぶさめ、犬追物いぬおいものなどの儀式作法を再興し、この諸式を諸大名、旗本の士に伝えている。

こののち、將軍が誕生したり、將軍の病氣平癒へいゆの祈願には、たびたび神事流鏑馬を行つてある。當時、庶民文化は、この武家作法にのつとつた作法をとり入れ、すべて小笠原流と呼称して固有名詞のようになつていたが、本来の小笠原礼法を行うことは禁止されていた。そのため庶民にとつて色々な変形で行っていた。そうなると世の要求に応じて、自称小笠原流の師範が輩出してきたようである。そのため小笠原家とは関係もない礼法専門家たちが町家の好みに応じて、ぜいたくで華美な小笠原流をつくりあげ、礼法を繁雑なものにしていった面があるとも言い伝えられている（要するに、糾方的伝、小笠原流は一子相伝で、お止め流であつたため、將軍家以外ではむやみに行なうことが出来なかつたので、本当の小笠原流の真意を知る人は極めて少なかつたのである）。

そこで、小笠原家にとつて最も大切なものの糾方的伝とは、いつたい何のことであろうか。

(五) 糾方的伝

糾方の意味とその解釈 「糾方」とは、小笠原家における弓馬の法を指して呼ぶ。小笠原家で代々嫡子にのみ伝えられるものである。室町時代の貞宗の時になつて、礼法がこの糾方に加えられ、弓・馬・礼の三法をもつて現代の小笠原家につながる伝統の基盤となつてゐる。

糾方的伝について、弓馬札法小笠原流三十世家元小笠原清信の著書『小笠原流』（學生社）より記載させていただく。

わが家につたわる「神伝弓法記録抄」によると、「糾方」の意味として次のように記されている。

第一 穩法とは 高なりとて たつとしと読む 高しと読む 法は軌なりとて のり物ぞ万物をのするぞ しかばたつとひのりとなり 又のりをたつとぶと也

第二 紲法とは 紲をただす也 しかば法をただす也

第三 躬法とは 躬法は身也 法を身にせよと也 身にせよとは 六根相形に法を持てと云義也

元來法を持て生まれ出たる邪慮にひかれてやぶる程に やぶらぬ處まで持也 法とは三綱五常の道ぞ
(※三綱は君臣・父子・夫婦、五常は仁・義・礼・智・信)

第四 窮法とは 窮とは 極也 究也とてきはまとも也 しかば法にきわまる 法をきはめよと也
春はめぐみ 夏はしげり 秋は色づき実り 冬はおさまるが法也

人畜 草木 蝦蟆蚯蚓に至るまで其の時 其節たがはざる事 法を守る謂也 故に法をきはまり
法をきはめよと也

第五 供法とは 供は給也 そなはる也 法にそなはるとは 諸事万行 法をそむいてわたることなし
法にそむかざるが法にそなはるで有るぞ

第六 救法とは 救は護也とて 「すくふ」と読む しかば衆生を救う法ぞ

第七 翁法とは 翁は盛也 しかば さかふる法と也 さかふる法とは のぞむ処皆満足して生を

理る也 三綱五常の法をつとめ行へば 我身のみならず属類皆 さかふる法也

第八 羣法とは 羣は周也 まこと也 法度は正直を本とする故に羣法と也 仁義礼智そなはつても
まことなれば成就なし 故まことと云信の字うてなにおけり

第九 九法とは九は上の上 上の中 上の下 中の上 中の中 中の下 下の上 下の中 下の下とて

九品の令法これあり 九重の礼品これあり けだし九重の法則九品礼誼なり

右九重の讃談如此 けだし惣命弓法也 弓は弘なりとて ひろむると也 しからば 法をひろむ
るなり 又ひろい法と云心もあり 無量の法なればなり

つまり、簡単にいえば「糾方」とは惣名弓法として、無量の法であり、かつ法をひろめることである。そ
して、

①穹法＝のりをたつとぶ

②糾法＝法をただす

③躬法＝自然の理法として法を身につける

④窮法＝法をきわめ、法をまもる

⑤供法＝法がそなわる、法にそむかない

⑥救法＝衆生を救う

⑦翕法＝満ち足りて栄える

⑧羣法＝誠の心を本とする

⑨九法＝あらゆる礼法の奥義をきわめる

というように解釈している。

いわば当然のことではあるが、現在小笠原家に伝承されている弓馬礼法の真義はすべてこのなかに含まれているといつてよいのである。誠の心をもつて自然の理法にしたがい、品節をたがわないように、その上、時、所、位にしたがつて行えば、当然これが「礼法」の心となり、行動となつてくる。礼法だけでなく、武道もまたこの心から出発するのである。この糾方の教えから、小笠原家の家伝の書で最も基本となる「修身論」と「体用論」が編述されたのであるといわれている。

(六) 小笠原礼書七冊

小笠原礼法の整序 小笠原家にとって重要な小笠原流礼法の書「小笠原礼書七冊」がある（第92図参照）。そこまでまづ、「小笠原礼書七冊」についての概略を述べる。

小笠原貞宗から三代後の長秀は、足利義満の命を受け、武家礼法の古典「三儀一統」を撰した。長秀からさらに七代後の長時の時代は、室町幕府が衰え、戦国時代になつていて。そして小笠原一門にも大きな変化が起つた。小笠原家の祖、加賀美二郎遠光の兄の信義は、武田太郎といつて、のちの武田信玄などの甲州武田家の祖となつていて。



第92図 小笠原礼書七冊（復刻版）

つまり、武田家と小笠原家は一族であるのに戦国時代になると、お互に争い、特に長時の時代には武田晴信、信玄と数度にわたり戦っている。なかなか勝負が決らないまま続いたが、信州一帯が武田の勢力下になる結果になってしまった。小笠原家が敗れたのである。信玄から武田の旗下となればもとの信州を返すとすすめられたが、「武田は兄の家であり、小笠原は弟の家であるが、代々武田は国侍であり、これに対し小笠原は朝廷につかえ万事武田の上にいる。長時の代になつて武田の旗下になることはしない」といつて抗争を続け、評定の結果、長時は越後の上杉謙信のもとに赴くことになった。その後、京都の同族三好長慶、さらにお奥州の同族葦名氏を頼つて浪々転々し、ついには会津の地で、息子の貞慶が松本城を回復した通知を知りながら、家臣に殺されるという悲運の人であった。現在、福島県会津若松市東山町大字石山字稻荷山に長時の菩提寺である宝雲山大龍寺があり、長時と妻子が祀られている。

その後、貞慶は非常な苦労をして松本を回復した後、徳川家康の幕下になつて古河の藩主（現在の茨城県古河市）となり、子の秀政とともに小笠原家を再興し、安定した時期を送った。そして「三儀一統」以来加えられた今川・伊勢両家に伝わる故実を組入れた小笠原流の礼法の整序に努めた。それが大成して秀政に传授したのが天正二十年（一五九二）、小笠原礼書七冊である。

「この本は、長時・貞慶の時代に、戦乱の巷で脈々と伝えられ、研究されてきた糾方的伝を集大成したものであり、室町幕府の武家礼式家としての小笠原氏の伝えた大綱を示しているものとみてよいであろう…。」と、長野短大の上条宏之は『小笠原氏の由来と礼書成立の背景』で述べている。

昭和四十八年（一九七三）九月、三十二世宗家 小笠原忠統が次のように「小笠原礼書七冊」と解説書を

刊行したので、その一部を引用して記述させていただくことにする。

- ・元服の次第（婿・嫁取の次第を含む）
- ・万葉方之次第
- ・通之次第（同喰様之事）
- ・酌之次第
- ・請取渡之次第
- ・書礼法・下（書礼之次第）
- ・書礼法・上（書礼之次第）
- ・“天正本”の誕生と糾方の伝受

このたび、“小笠原礼書”全七冊が復刻されることになった。その伝承と由来について、小笠原家に伝わる記録・諸史料・系図などを参考にして、概略をたどってみよう。

ここに復刻された礼書の底本は、天正二十年に書かれた。小笠原総領家—豊前小倉小笠原藩には、長年にわたって、礼書ないし写本が数種伝来、保存されて現在にいたっているが、この底本は七冊の諸本のうち最古のものである。

“天正本”的各冊には後書きに、次のように記されている。

「この一冊、ねんごろにしるしおくものなり。

天正廿年八月吉日

信濃守殿

右近大夫入道 沙弥宗得

花押

すなわち、天正二十年八月、沙弥宗得（小笠原貞慶）より、その嫡男秀政に伝えられたものであることが明らかである。

(注) 小笠原貞慶は発祖長清より十八世、その父長時は武田信玄との戦に敗れ、奥州に流寓した。貞慶は旧臣を慕り、天正十年、信州松本城を攻略して本意を遂げた。その後、徳川家康に隨い、古河城主に封ぜられ、入道して宗得と号した。

秀政は幼時、貞慶の代に質子として、徳川家康の重臣石川数正に預けられたが、康昌が家康に背き、秀吉に走ったとき、伴われて秀吉についた。このとき、初名忠政を秀政に改めた。小田原の役の当時、秀吉の仲介で、家康の長男信康の娘をめとった。徳川治下に、古河・飯田の領主を経て、ついに祖先の旧領松本城主(八万石)となつたが、大坂夏の陣で、その長子忠脩とともに戦死した。

この本の伝授については、小笠原系図によれば、天正十四年(一五八六)八月の項に「糾方伝授」の記事として載せられている。いわく、「(天正)十四年丙戌八月糾方的伝。師範父貞慶、及び小笠原出雲守頼貞。」糾とは正しいの意。的伝とは正しい伝授のこと、出雲守頼貞は、貞慶より四代前貞朝の弟貞政の三男で弓馬の達人。貞慶および秀政の家老を務めた。

ところで、「天正十四年的傳」とあれば、礼書の奥書二十年と六年の差がある。だが、この時は時勢も忙しい時期、小笠原家も例外でなかつた。天正十四年には、秀政は秀吉方、父貞慶は徳川方。両者分かれ分かれの立場の当時、秀政が隙をみて松本を訪れ、糾方的伝が行われたのである。頼貞の名が記されていることは、頼貞が貞慶の父長時にも弓・馬を伝えた人であることからみて、このときには弓・馬の伝授が主だつたと思われる。

元来、小笠原家で糾方(法)というのは、「射(弓)・御(馬)・礼」の三者の総称である。したがつて、天正十四年には礼法も一部は伝授されたにしても、弓・馬が主であり、礼法すなわち本「礼書」七冊を与えた

ての伝授は奥書きのとおり天正二十年、秀政が貞慶とともに、徳川家康幕下として古河にあつたときに行われたものとみてよいだろう（“慶長本”の後書に、「関東在国のみぎり、老父貞慶相伝のとおり…」とあるが、これからも、札法の伝授は関東古河において行われたとうかがえる）。

さて、本札書七冊のうち、「万葉方之次第」は伝えられた“天正本”が欠けている。そこで、今回は、「万葉方之次第」のみ、慶長十三年（一六〇八）の写本の復刻がなされた。

この慶長十三年の写本（以下“慶長本”）は、秀政より小笠原主水に伝えられたものである。主水は秀政の家老、秀政が妻の死を悲しみ入道したときも、共に出家するほどの親密な主従関係のあった老臣である。

小笠原忠真（秀政の子。秀政と兄忠脩戦死の後、宗家を嗣ぐ）の事跡を記した「拾聚録」には、「故兵部様（秀政）の御時、二木勘右衛門、小笠原主水には、御直に御指南なされ候いて、馬書御借し写させなされ候」とあって、馬法を直伝していることが知られる。札法についても“慶長本”（七冊）によつてなされたと考えられる。

内容について、“慶長本”と“天正本”的異同であるが、見られるように、“慶長本”は“天正本”に既に誤記されていたと思われる「勧修寺」など公家などの名もそのままの形で写されており、筆勢の異なりのほかは、“天正本”に極めて近いことが察せられる。

“慶長本”に関して興味ぶかいことは、先ほども引いたが、七冊それぞれに同様に記されている裏書である。すなわち、「この一冊、先年関東在国のみぎり、老父貞慶相伝のとおり、正本をもつて書き写しあわんぬ。先代には直子たりといえども、総領一人のほかは、かくのことくねんごろに記し候本、これあるまじく候えども、別して懇意を加え候については、末代の形見となし、つぶさに記しおき候。いささかも他見ある

まじきものなり」とあって、貞慶より秀政への伝書“天正本”的後書きが簡略なのに比べて、秘事を漏らさぬ戒めが付け加えられているのである。小笠原家が、鎌倉以来の「射・御・札」の宗家としての伝統を固守するため、流儀の秘密を厳に嫡子相伝と定められていたことは、ほかにも種々伝えられている。

しかし、嫡子相伝といつても、それは原則であって、父子の年齢が大きくひらいている場合、長時と貞慶のように父子が分かれている場合、秀政と忠脩のように父子が同時に討ち死にしてしまう場合のように、父嫡子相伝のみでは伝授が断絶してしまった危険もあったようである。また、弓術・馬術のように、個人の素質に適・不適もあつたであろう。そこで、前述のように貞慶—秀政の伝授に家臣小笠原頼貞が加わり、秀政から宿老小笠原主水に伝授するなどのことがあつたと考えられる。また、前掲「拾聚録」には秀政—忠脩の伝授に関して、「故兵部先御代には、弓馬の儀、御総領信濃守様（忠脩）へ御直に御相伝なされ候。御一人に習いなされ、もし御失念のときの御ためとて、小笠原隼人佐を御相手に仰せつけられ候」とあるが、お相手に宿老なり、弓馬の達人などを参加させていたようである。

この隼人は、お相手を申しつけられたとき、自分は馬のことはどうにか覚えられるが、弓のことは「無細工に候」と辞退し、小山吉左衛門をお相手に、と進言し、結局この両名がお相手をしたと、「拾聚録」に記されている。この二人は、秘事を漏らさないと誓詞を差し出して伝授を受けた。「隼人佐は、古来の風儀の確かな侍に御座候。馬の乗方、大事の秘伝は、子ども、兄弟・甥にも相伝つかまつらず候儀、これ少しも偽りござなく候」（「拾聚録」）といって、一生涯その誓約を守つたわけである。

嫡子以外の者で、伝授をうけた者は、そのことを自ら公表することもはばかられた。「故兵部様（秀政）御

代には、弓馬のこと、つぶさに存じたる者ござなく候。たとえ存じたる者にても、存じたる沙汰を得いたさざる儀と承りおよび候」（拾聚録）ということであった。

実際の伝授がどう行なわれたか。このようにひそかに厳しく行われただけあって、詳細は知る由もないが、小笠原家には、「古老談」が残されており、わずかにそのことがうかがえる。秀政—忠脩の伝授のことを立ち会いの小笠原隼人佐が語っているのである。「兵部様（秀政）より信濃様（忠脩）へ飯田にて弓馬御相伝のとき、われらばかり召出だされ、飯田の城『雁の間』という座敷に立籠りて御相伝なり。」（隼人は秀政が）御主なる故か思うようには問い合わせ申す儀もならず、あらましまばかり承わりしなり。もつとも打切・桜狩（共に馬の秘術）は、よく御相伝を請け申したり。その後、主馬よりこそ残らず相伝したり御書物とも兵部様より御判なされ、下され候。」このように、正式の伝授の式の後に、細部は別の的伝を得た宿老から受け、その上で藩主から伝書に花押したものを請け取る場合もあったようである。

また、隼人は長時—貞慶の伝授についていう。「常に休庵（頼貞）の兵部様（秀政）へ申されたり、長時より貞慶の様け方（礼法）御稽古のときは、長袴の膝が抜け申したる物音申されたり」と。その厳しさをよく表しているといえよう。

次の話は、「古老談」にも「正統小笠原系」にもあるので、当時は有名な挿話だったと思うが、そのあらましは、

小笠原頼貞は、宗家貞朝の弟貞政の三男であつた。あるとき、父の貞政が長子刑部に馬法を伝えることを知り、前夜から麦畠の中にひそみ、伝授の現場を盗見して秘法打切（貞宗のはじめた飛越の術）を見覚えた。そ

の後、何かの折に、自分は「打切」を知っている人に漏らしたのが、父貞政に聞こえた。不思議に思った貞政が、憚馬に頼貞を乗せ、打切を命ずると見事にこなした。貞政は秘法が漏れたのを知り、刀を抜いて頼貞に切りかかった。それを止めたのが長男刑部。そこで今度は刑部が疑われたが、彼は自分ではないと誓文をたてて否定した。ここにいたって頼貞は一切を白状したところそれほど熱心ならということで、あらためて正式に相伝を許されたという物語である。

このように、流儀の秘伝を正しく継受しようとの執心は、代々の当主に激しいものがあつたとみることが数々の資料から推察できる。

(七) 小笠原家の人々

(1) 小倉藩以前の人々

小笠原という姓は、小笠原流（小笠原の道統）という呼称に伴つて普及している。そのことは、源氏代々に伝承された糾方の伝が、小笠原家始祖長清を通じて小笠原家に伝承され、その後、一族が互いに関連を持ちながら厳しく家伝として後世に伝承するよう努めたからである。小笠原家の系図をみるとしよう（第93図参照）。

初代 小笠原長清
長清は、遠光の次男として応保二年（一一六二）甲州（巨摩郡小笠原の館）で生まれた。母は、鎌倉武将として名の高かつた和田義盛の娘である。幼名を加賀美小二郎といつたが、承安四年（一一七四）元服したとき高倉天皇より「小笠原」姓を賜つた。当時、遠光、長清は現在の

龍王（甲府の在）の近くの加賀美村、小笠原村に居を構えていたためであろう。このときから小笠原の姓が誕生した。長清が第一世である。

長清が、治承三年（一一七九）父遠光より糾方的伝を受け、文治三年（一一八七）より源頼朝の糾方師範になつてから、父遠光とともに弓始ゆみはじめ、奉射ぶしゃ、大的、小的、百手、笠懸かさかけ、犬追物、流鏑馬やぶさまなどの儀式を武士の手で行われるように制定した。これまで宮中の儀式として故実に厳格になされていたものを、武家の儀式として新しい時代考証のもとに新しく制定したのである。また、頼朝の命によりて「六芸の方」をして礼軍射御書作について編述し、射法として「草鹿の式」（鹿を模した的を射る射術、射法、射行の稽古法）を始めた。これらのものは、現在まで小笠原流として連綿として伝承されている。

現在、全国に小笠原姓と名のるものが多く、全国に繁栄した多くの小笠原の分脈があげられている。この分布は信濃、甲斐を中心とし、武藏・伊豆・三河・尾張・美濃・飛驒・大和・阿波・淡路・讃岐・土佐・石見・若狭・南部・津軽・安芸・備前・京都・小倉・唐津など、文献に記されるものを拾い出しても全国的に分布しており、また本名を小笠原として小笠原姓を名のらない分脈も多く、繁栄している一族といえよう。この一族がすべて始祖を小笠原長清とするということは、姓氏の繼承からも珍しいことである。長清について『平治物語』、『源平盛衰記』、『東鑑』などに多く示され、承久の乱には、中仙（山）道の指導者であつたと記されている。

長清は、仁治三年（一二四二）七月十五日、八一歳で死亡し、長清寺榮曾と号した。現在の山梨県小笠原村に長清の祠がある。もとは長清寺があつたようだが、今は廃寺となり、小さな墓碑がある。かすかに榮曾

という字が見える。晩年、長清が栄曾と名のつて過ごした土地と思われる。寺としては、長清寺といつて信州飯田にあるが、全国的に分布している小笠原家ごとに、始祖の供養として長清寺を建立していると聞く。豊前小倉においても小倉小笠原家菩提寺である広寿山福聚寺の横に長清寺が建立されている。

二代 小笠原長経

長経は、建久二年（一一九二）源頼朝のもとで元服した。父長清と共に多くの戦いに従い、父の死後、阿波国守護職についたが、後に弟長房にゆだねた。そこで、この長房から四国の小笠原氏、三好氏が発生している。承元年間（一二〇七一一）、長経は、源頼朝の糾方師範となり、六波羅探題の評定衆に任じられ、京都の政務をとつた。正三位になり、昇殿を許されている。

長経には、長忠（長男）と清経（次男）の二人の男子がおり、それぞれ別々に家をもつた。長男の長忠家は、惣領家で、豊前小倉小笠原の祖となり、さらにその子孫からは、越前勝山（石川）、肥前唐津（佐賀）などの城主が分かれて出ている。次男の清経家は、伊豆国の守護職となり、赤沢伊豆守ともよばれた。現在の弓馬術礼法小笠原教場家元で、元明治大学教授小笠原清信の祖である。両家はともども鎌倉幕府に仕え、両家の間に養子をやりとりなどして、いつも両家一体となつて行動してきたようである。

長経のとき、甲斐国小笠原村から信濃国伊那郡松尾の館（現在の飯田）に住むようになつた。宝治元年（一二四七）六九才で没。

三代 小笠原長忠

相模、信濃二カ国の守護職となり、長清のころから信州に持つていた筑摩郡深志（のちの松本）の城主となつた。鎌倉幕府の執權北條泰時の糾方師範でもあつた。文永元年（一二六四）没。

四代 小笠原長政 深志の城主、信濃国守護職、執權北條時頼の糾方師範、永仁二年（一二九四）没。

五代 小笠原長氏 深志の城主、信濃国守護職、延慶三年（一二三一〇）没。

六代 小笠原宗長 深志の城主、信濃国守護職、正平五年（一二三五〇）没。

七代 小笠原貞宗

京都にはいった。貞宗は、將軍足利尊氏の糾方師範となり、弓馬、礼法の道をひろめ、尊氏は小笠原の流儀を武家の定法と定めた。宮中にも出入りし、後醍醐天皇に流儀を講じ、天皇から小笠原の流儀を日本武士の定式にすべしという書きものを賜つた。位も三位にのぼり、昇殿が許された。天皇は、特に貞宗に目をかけ、「王」の字を家紋にするようにとのお言葉を受けたが、王の字の形を「三階菱」にして家紋とした。建武二年（一二三三五）には信濃国守護職になつた。

貞宗は、**小笠原常興**（赤沢伊豆守である小笠原清経の子孫）と極めて仲がよかつた。この二人は、ともに弓馬術に優れ、ともに後醍醐天皇に仕えて調馬と射術の師範となり、鳴弦・矢叫などの秘術を伝えている。二人は、武家の定まつた法式として昔からの和漢の記録を調べ、起居動静の式をはじめとして言語令、騎乗令など六四巻にまとめ「修身論」と名づけて天皇に献上したところ、家法とするようによく勅令を賜い、現在でも小笠原家に伝わる根本の書物となつてゐる。二人は、「修身論」のほかに「体用論」をまとめた。この二冊は、まさに小笠原弓馬礼法の基本といつてよいであろう。

貞宗の墓は京都の建仁寺にある。寺は、信州飯田に開善寺として建てられ、現存し、文化財に指定されている。また開善寺は、豊前小倉にも移封で移され、小倉北区湯川に現存している。

八代 小笠原政長

深志の城主、信濃國守護職、將軍足利尊氏の糾方師範、そして京都警護の任務をもつ
武者所を務めた。正平二十（一二三五）四八歳で没。

九代 小笠原長基

深志の城主、信濃國守護職、足利三代將軍義満の師範。長基は、南北朝時代の戦争で
幕府に対し多くの武功をたてた武人であるが、弓馬の法、礼法にもくわしく、嫡子の
長秀と二人で「当家弓法集」「弓馬百問答」を編み、これを家法として一子相伝し、現在も小笠原家に伝承
されている。応永十四年（一四〇七）五六歳で没。

十代 小笠原長秀

深志の城主、信濃國守護職。父長基には三人の男子（長男長将、次男長秀、三男土用犬丸
のちの十一代政康）がいたが、次男の長秀が父のあとを受け継いだ。

このころ、小笠原氏は、どのくらいの領地をもっていたか。長基の生存中、永徳三年（一三八三）領地を
長秀に与える遺言状を書いているが、これによると、甲斐国では小笠原村をはじめとした五ヶ所、信濃国で
は伊賀良庄をはじめ一〇ヶ所、その他に讃岐、上総、陸奥、京都に各一ヶ所と全部で一九ヶ所となっている。
一ヶ所の大きさは、だいたい徳川時代の村の規模程度と考えてよいようだ。すると、一九ヶ所でとれる米の
量も、一万石を超すことはまずなかろうと思われる。一九ヶ所のうち長男の長将に二ヶ所、三男の土用犬丸
に三ヶ所分けているから長秀の分は一四ヶ所になる。小笠原氏は、これだけの領地をもち、武田とともに甲
斐・信濃で甲斐源氏直系として近隣の豪族（武将）たちの上に君臨していた。

長秀は、父の長基とともに「三儀一統」一〇巻および現在まで小笠原家の家法となるものを著している。
後世、小笠原といえば礼法といわれる基盤がこのころ出来上がったといわれる。応永十九年（一四二二）四

十歳で没。

現在、信州に伝わる「大塔物語」という物語があり、この中心人物に長秀が登場している。それによると「長秀は小笠原家が代々信濃国守護職であったことを幕府に申したてた。このため応永七年（一四〇〇）、幕府は長秀を守護職に任じた。長秀は、これを信濃国の豪族たちに披露、豪族たちは祝い馬、刀、米、金などを献じた。その後、長秀と豪族たちとの間に争いが起り、村上源氏村上満信を中心にして応永七年九月、長秀に対して一揆を起こした。

一揆軍は四〇〇〇騎、長秀軍は八〇〇騎、それでもはじめは長秀側が勝ったが、多勢に無勢、ついに主力は大塔という古い砦に逃げこみ、長秀は一五〇騎ほどで塩崎城に逃れた。大塔の方は勇敢に戦つたが兵糧が尽き、全員が自害や討ち死にをした。一揆軍は、長秀のいる塩崎城に押しよせ、小笠原の命運尽きるかに見えたが、十月に大井光矩の仲裁で一揆軍と和睦した。このため、長秀は面目を失い、家督を弟の政康にゆずつて出家し、國中が治まつた。」

という内容であるが、これは応永年間に多い戦記物の一つで、もちろん事実ではない。実際には応永七年はまだ父の長基が生きており、長秀が守護職になるなど考えられない。長秀には子供がなかったので、長基は応永十二年に長秀のあとは弟の政康が継ぐよう遺言状を書いている。応永十九年（一四二二）に長秀が死亡し、この遺言状に基づいて政康が家督を継いでいる。

十一代 深志の城主、信濃国守護職。応永二十二年（一四一五）関東管領の上杉禪秀の乱で政康の小笠原政康 働きはめざましく、将軍足利義持より信濃国更科郡の一部を与えられている。後、将軍足

利義教の糾方師範となる。

永享八年（一四三八）、政康と埴科の村上頼清の間で国境争いが起こり、戦いになつた。村上は、小笠原に敗れると、これを鎌倉公方の足利持氏に訴えた。持氏は、村上応援を考えたが、関東管領の上杉憲実は、これに反対し、次のような意見を出して持氏を諫めた。

一、小笠原、村上は、私の争いであり、鎌倉公方の口出しすべきことではない。

二、小笠原は、清和源氏の同族。

三、訴訟の真偽を調べずに出兵するのは、太平の策ではない。

四、小笠原政康は、将軍義教の弓の師範であるから将軍は小笠原を救護する。幕府と鎌倉公方は、兄弟の間柄であるのに幕府と対立が起ころる。

しかし、持氏は、これを聞かず出動した。そのため上杉憲実は、愛想をつかし、管領職を辞めて国元の上野国に引つ込んだ。これに乗じて持氏は、永享十年（一四三八）に憲実追討の軍を起こした。室町幕府は、このような持氏を討つべしとして、小笠原政康、武田信重、今川憲忠らに命じて出兵させた。その結果、持氏は、鎌倉の永安寺で戦に敗れ、自害した。これが「永享の乱」と呼ばれている。この戦いで、政康の功勞と高名は、天下になりひびき、従三位にのぼり、中将に任せられた。小笠原の家名もまた大いにあがつたが、嘉吉二年（一四四二）六七歳で没。

十二代

深志の城主、信濃国守護職。十一代政康の死後、家督をめぐって争いが起こり、お家騒動まで発展した。政康には、持長と宗康の子供があり、持長は、長将の養子になつていた。

小笠原持長

持長が家督を譲られたと主張、政康の子宗康は、父の遺言状を示して反論し、幕府の問注所に訴えた。問注所宗康の相続を決定したが、長将側は承知せず、親族になる畠山管領の権威をかりて反対した。ついに戦いとなり、長将側の持長が勝ち、宗康は討ち死にした。まさに骨肉相はむ戦いの結果、持長が家督を継ぎ、信濃国守護職となり、また、將軍足利義政の糾方師範になつた。寛正三年（一四六二）六七歳で没。

討ち死にした宗康の弟光康は、なかなかの武将で、持長が家を継ぐと、伊那郡松尾に一家を興した。これが松尾小笠原の祖で、後年、徳川時代に越前勝山三万二七〇〇石の大名となるのである。

十三代

清宗は、応永三十四年（一四二七）井川の館で生まれ、家を継ぐと信濃国守護職になつた。

小笠原清宗

清宗のとき、從来の井川の館から林に館を移した。文明十年（一四七八）没、五二歳没。

十四代

長朝は林の館で生まれ、父の死後家を継ぎ信濃国守護職になつた。持長と宗康が家督を争つてから既に三十数年たつていたが、まだこの問題がくすぶつていた。討ち死にした宗康

の子政秀は、小笠原一門として伊那郡に城を構えていたが、家督をめぐつて一時、長朝と争うことになつた。しかし、当時、戦乱の世であり、自分の国が治まらなくてはいつ他国から攻められるかも知れず、政秀は長朝と和睦し、長朝を養子という形にして解決させ、伊那にかえつて鈴ヶ関に住んでいた。

政康の遺言状が政秀の家にある限り、いつまた問題が起ころるかもしれないとして、この不安を絶つため長朝は、政秀に礼をつくしてこの書類を譲り受け、後世の憂いをぬぐい去ることが出来た。文亀元年（一五〇二）五九歳で没。

十五代 小笠原貞朝

信濃国守護職。貞朝は、弓術の奥儀をきわめ、優れた武将であった。この時代、怪物騒動が起こり、貞朝が秘法蠟目^{ひきめ}の術をもって矢を放ち、退治したという伝説が残っている。

永正元年（一五〇四）には、一族の島立右近に命じて新たに深志に城を築かせ、これを小笠原の主城にした。貞朝は、林の館に住み、島立右近を深志城の城代として居住させた。のちの松本城である。永正十二年（一五一五）五五歳で没。

このころは、各地に土一揆が起り、また豪族たちの争いも絶えなかつた。このころの信濃国の勢力分布は、次のようになつていた。

筑摩郡・伊那郡——小笠原貞朝、木曾義元、松尾城主小笠原貞忠、下条氏

諏訪郡——諏訪政満、藤沢城主諏訪頼親

河中島——村上頼平

小県——海野党

佐久郡——平賀氏

十六代 小笠原長棟

信濃国守護職。長棟の時代、小笠原を筆頭にして、村上、木曾、諏訪の四人は、信州の大将といわれ、その軍勢九〇〇〇余騎、五万余人と称されていた。当時、足利幕府の力も弱まってきた。信濃においてもその余波や、打ち続く戦乱、土一揆などのため旧来の秩序はようやく破壊されようとし、守護職を名乗る家が何軒も出来てきた。この時代、信濃国守護職は、

筑摩郡深志城——小笠原長棟

埴科郡葛尾城——村上頼平

筑摩郡福鳴城——木曾義康

諏訪郡高島城——諏訪 隆

佐久・小県両郡——平賀成頼

の五人であった。この五人とも、もともとは小笠原一族であるが、中でも小笠原氏が代々守護職の家柄であるため、代表者のような形であった。

十七代 長時 長時は、永正十一年（一五一四）林の館で生まれ、大永六年（一五六六）一三歳で元服した。

小笠原長時 この時代は戦乱の真っただなかで、大名、豪族互いに攻めあい、百姓は一揆を起こし、同族といえども自分の利益のためなら裏切りあり、頼みとするのはただ自分の軍事力だけという時であった。

隣の甲斐国では、武田信虎が威を張り、近隣に出兵しては暴威をふるった。武田氏と小笠原氏はともに新羅三郎義光を祖とし、兄弟の間柄を保っていたが、武田氏の勢いが大きくなり、信州の地が危なくなってきた。小笠原氏の本城である深志城は、これまで城代にまかせていたが、長時は、天文三年（一五三四）林の館を出て深志城にはいり、信州防衛の指揮に当たることになった。

しかし、小笠原氏は、武田信玄によつて林の館、深志城を攻められ、勇戦したが利あらず、長時は、初め越後上杉氏を頼つて落ち、さらに奥州の会津若松城に逃れた。その後、信州には帰れず、会津若松城主葦名家で天正十一年（一五八三）二月二十五日、六五歳で波乱にとんだ一生を終わつた。誠に悲劇の武将である。法名は、長時院麒翁正麟大居士、菩提寺正麟寺は松本市にある。小笠原にとつて誠に危機に瀕した時代で

ある。

十八代

貞慶は、天文十五年（一五四六）林の館で生まれ、天性利発で非常に優れ、父長時も目をかけていた。小笠原伝来の弓馬の法にも精通し、小笠原の道統を父より受けついでいる。

長時が晩年、信州を逃れ、葦名盛氏のもとに身を寄せるようになつたのも、貞慶が小笠原再興を練る諸国遍歴の途中で、葦名盛氏と昵懇の間柄になつていてことによるものである。貞慶は、諸国遍歴のあと、徳川家康のもとに寄食していた。その後、徳川家康の後押しで、三十二年ぶりに深志を取り戻した。

そして、この地を松本と改め、深志城を松本城と呼ぶよう布告した。天正十年（一五八二）七月十七日であつた。その後、貞慶は徳川家康と君臣関係を結び、その人質として嫡子幸松丸（秀政）を家康におくり、以後小笠原家は安定した。その後、貞慶は、秀政に家督を譲り、秀政は、家康の嫡子信康の娘福姫を妻とし、家康の譜代衆に加えられた。天正十八年（一五九〇）九月、秀政は松本で八万石であつたが、三万石をもつて家康の関東移封に従い、下総古河城主に移つた。貞慶は、文禄四年（一五九五）五〇歳で死亡した。法名は、大隆寺殿以清宗得大居士。

十九代

小笠原秀政

（政）は、人質として岡崎城代石川数正の館にお預かりとなつた。天正十七年（一五八九）正月豊臣秀吉の計らいで信濃守に任じられ、家督を相続した。そして同年八月、秀吉の命により、家康の嫡子岡崎三郎信康の娘、福姫（峯高寺の開基）と結婚。続いて同年の小田原の役には、父子共々徳川氏に属し、戦功をたてた。天正十八年（一五九〇）に秀政は、父貞慶と共に古河に移封となつた。慶長六年（一六〇一）二

山城国宇治田原生まれ。父貞慶が、徳川家康と君臣関係を結ぶことにより、幸松丸（秀

月、古河にあること一〇年で飯田へ移封、五万石で祖先の地に帰ってきた。古河在封中に父貞慶死去。古河大隆山正麟寺に葬り、後に隆岩寺に改葬した。慶長十八年（一六一三）五月十日、秀政は、飯田より松本へ所替えとなり、八万石を賜る。飯田在封のとき、正室福姫が死亡し、峯高寺を建立している（慶長十二年）。

元和元年（一六一五）豊臣・徳川両家の争いとなつた大坂夏の陣で、秀政と長男忠脩が戦死した。父子両公の遺骨は松本に運ばれ、埋橋の剣塚に葬られたが、後に林城の麓にある広沢寺境内に改葬された。現在、広沢寺本堂裏に御靈屋おなまやと称せられる立派な両公のお墓がある。享年四七歳であった。法号は両選院殿義叟宗玄居士。菩提寺の宗玄寺は、小倉に現存する。

『松本市誌』に、「秀政文武両道に長じたるは勿論、更に神仏を崇敬し、深く禪理に精通せしこと、貞宗以来の一人なりと称せられる。意を政治に留め、能く民情を察し、農事を励まし、商業を勤め、博愛慈にして領民大いに悦服せり。」とある。

(2) 小倉藩以後の人々

小笠原小倉藩

初代小笠原忠真

信長の孫姫で、そして岡崎三郎信康の長女である福姫（現在、京都郡豊津町峯高寺の開基）、元服して将軍秀忠より忠の字を賜り忠政と名乗っていたが、のち忠真と改め、従五位下に叙せられ、大学助（または頭）に任じられる。父秀政より糾方的伝。

- ・元和元年（一六一五）大坂夏の陣で負傷。父秀政、兄忠脩戦死し、葬儀を修め、有功者に恩賞を与える。
- ・元和元年（一六一五）七月伏見城で遺領を賜り、松本城八万石の家督を相続する。

- ・元和二年（一六一六）將軍秀忠、亡兄忠脩の未亡人本多美濃守忠政の娘（家康の曾孫娘）との結婚を忠真にすすめ、忠真はその命に従う。

タ

七月二十八日二万石加増となつて播磨明石へ転封を命ぜられた。明石では二年がかりで城の新築造作にあたり、また現在の明石城と町づくりをしていく。

- ・寛永九年（一六三二）將軍家光より、豊前国小倉一五万石を賜り、従四位下右近将監に叙任された。

小倉小笠原藩主の第一世である。なお、亡兄忠脩の遺児幸松丸は、播磨竜野六万石を与えられ、長次と改名していたが、同年竜野より中津八万石に転封した。

- ・寛文七年（一六六七）忠真七二歳で逝去す。法名は福聚寺殿徳生大居士。現在小倉北区にある広寿山福聚寺の開基である。

『松本市誌』に「忠眞敬神崇仏の心厚く、父秀政と共に貞宗に比されたり。性寛仁公平にして心を治政に用ふ。然れども在城僅かに三カ年して転封せしは誠に惜しむべき事なり。」とある。

忠眞以後、小笠原家は、小倉城主として明治維新に至るまで小倉で続いた。明治維新後、昭和二十年（一九四五）、太平洋戦争の終戦まで伯爵家であった。

- ・小倉藩 二代 小笠原 忠雄
貞院と号す。

- ・承応三年（一六五四）二月弓馬の稽古を始め、並びに手習読書を始めた。
- ・寛文三年（一六六三）従五位下に叙せられ、遠江守と称した。

- 寛文四年（一六六四）正月十一日父忠真より糾方相伝（一八歳）
- ハ 忠真の隠居によつて忠雄家督を継ぐ。
- 寛文五年（一六六五）中国僧即非、広寿山福聚禪寺創建す。
- 元禄七年（一六九四）五月十日貞慶百回忌法要を大隆寺で修す（住職鏡岩和尚）。
- 元禄十二年（一六九九）八月二十五日貞宗三百五十回忌を開善寺で修す（住職岱靈和尚）。
- 元禄十四年（一七〇二）二月十二日広寿山の境内如意庵を長清寺（小笠原初代長清供養の寺）と改号し、長清の位牌を安置する。法雲和尚を開祖とする。
- 宝永三年（一七〇六）十月十八日峯高寺殿（現在豊津町二月谷）百回忌を峯高寺で修す（住職貞龍和尚）。
- 正徳四年（一七一四）十二月公儀より諸国人改めの番所を書き出す旨を仰せ出され、小倉湊口と大里門司とした。
- 十二月宗門改の場所は大隆寺、宗玄寺、峯高寺、以上三カ所が順番であつたが、「今年より長福寺と極りし也。」とある。
- 享保十年（一七二五）忠雄逝去す、享年七九歳。静照院殿暁山紹栄大居士、広寿山に葬る。
- 小倉藩 三代 小笠原 忠基 天和二年（一六八二）七月四日武藏国江戸常磐内の屋舗で生まれる。忠雄の嫡男で、母は安芸大守浅野紀伊守光晟の女永姫。
- 元禄元年（一六八八）正月四日篠張木馬の稽古を始めた。
- 元禄九年（一六九六）十二月二十一日從五位下に叙せられ、官名織部正と改めた。

- ・元禄十二年（一六九九）糾方的伝、師範忠雄。
 - ・享保十年（一七二五）忠基遺領を継ぐ。
 - ・享保十一年（一七二六）大日向武兵衛種真へ命じて家中諸士の系図を編録させる。
 - ・享保十一年（一七二六）十一月一日領内の神社へ初めて目安箱を設け、翌三日領知初めて巡覧す。
 - ・寛保元年（一七四二）七月十五日始祖長清殿長清五百年回忌を広寿山で修す（住職空極和尚）。
 - ・寛保三年（一七四三）信州秀政の墓所を埋柳より広沢寺に、また忠脩の墓所を神宮寺山林より広沢寺に移した。各五輪塔を造立した。
 - ・延享三年（一七四六）貞宗四百年忌を開善寺で修す。古河の城下正麟寺に長時の位牌を安置するため白銀三枚を中務大輔に頼み、供えられる。
 - ・宝暦二年（一七五二）忠基逝去す。享年七一歳。洪濟寺殿從四位下拾遺良嚴際仁大居士、浅草海禪寺に葬る。
- 小倉藩 四代**
- ・享保十二年（一七二七）八月二十二日豊前国小倉城で生まれる。忠基の六男で、母は家
 - 小笠原 忠総
 - 女房木村氏。
- ・寛保元年（一七四二）正月十八日兄忠貞が逝去し、忠総が嫡子となる。
 - ・三月二十二日忠総具足着始めの規式あり。父忠基より糾方的伝（一五歳）。
 - ・寛保三年（一七四三）十一月十二日元服し、十一月十九日從五位下に叙せられ伊予守と称した。
 - ・宝暦二年（一七五二）忠総遺領を継ぐ。

- ・宝暦八年（一七五八）五月城西三の丸の内に書斎を創建し、思永齋と号し、石川平兵衛正恒・麟洲が開業を務めた。後年の藩校思永館の萌芽である。

- ・明和元年（一七六四）五月七日秀政・忠脩の百五十四回忌を宗玄寺で修す。同時に大坂の役で摂津討ち死にの子孫のみに斎を賜う。

- ・天明元年（一七八二）二月信州林村の広沢寺より本堂庫裡再建の願い出があり、白銀二〇枚を寄附した。

- ・天明八年（一七八八）思永齋の地面を広め、弓馬術の稽古場を造立した。

- ・天明九年（一七八九）小倉城三の丸に学館を建て、思永館とした。

- ・寛政二年（一七九〇）五月二十五日將軍家斉の御前で御誕生の節^{ひきめ}募目の役仰せられる。懷妊の女中は平塚伊賀守オマンの方。

十月御奥御誕生を伊豆守より伝達あり。忠総は直垂、忠苗は大紋で父子登城し、家の墓目射の式を務めた。

十月十三日御誕生の儀を務めた功に対し、將軍より忠総は御時服一〇、忠苗五を拝領す。

十二月十二日逝去、享年六四歳。諦觀院殿真乗道円大居士、浅草海禪寺に葬る。

小倉藩 五代 小笠原 忠苗
家女栗野氏。京都の人。
・延享三年（一七四六）九月二十四日播州安志で小笠原長達の三男として生まれる。母は
・安永元年（一七七二）三月八日小笠原忠総の養子となる。

- 安永二年（一七七三）十二月十六日従五位下に叙せられ、伊予守と称した。
- 安永五年（一七七六）二月父忠総より糾方的伝（三歳）。
- 石川剛（彦岳）、忠苗の侍読を務めた。
- 寛政二年（一七九〇）忠苗遺領を継ぐ。
- 寛政三年（一七九二）文武稽古所を設けた。また江戸藩邸内に思永館出張所を設けた。
- 十二月十六日従四位下に叙せられ、右近将監と改めた。
- 寛政五年（一七九三）三月四日領地廻郡として城中より発駕。田川、仲津、築城、上毛、京都、十八日帰城。右郡中七〇歳以上の者に賜ものあり。「百四才なる老婦も有て出ければ、日通り詞をかけらる」とある。
- 寛政七年（一七九五）三月二十五日領地廻郡として城中より発駕。企救、築城、四月朔日帰城。
- 享和三年（一八〇三）家老大甘兵庫知寛退けられ、翌年二月六日頂吉の牢に蟄居す。その年冬、頂吉の牢獄で没した。
- 文化五年（一八〇八）二月十八日逝去す。享年六三歳。淨国寺殿従四位下拾遺寛叟維信大居士、浅草海禅寺に葬る。
- 小倉藩 六代 明和七年（一七七〇）九月四日播州安志で、小笠原長爲の二男として生まれる。母は家女田中氏。
- 小笠原 忠固 寛政四年（一七九二）元服。

- 寛政六年（一七九四）小笠原忠苗の養子となる。
- 寛政七年（一七九五）従五位下に叙せられ、伊予守と称した。
- 寛政八年（一七九六）六月父忠苗より糾方的伝（三七歳）。
- 文化六年（一八〇九）忠固遺領を継ぐ。
- 文化八年（一八一二）朝鮮国信使対州へ来聘し、御使を被り、対馬に渡る。
- 文化十一年（一八一四）小倉藩家中三百余名が脱走、文化の変（白黒騒動）。
- 文政四年（一八二二）豊前海宇島築港着手。
- 天保十四年（一八四三）五月十二日忠固逝去、瑞巖院殿仁沢宗隣大居士、享年七四歳。浅草海禅寺に葬る。
- 小倉藩 七代 小笠原 忠徴 家女神田氏。
 - 文政五年（一八〇八）十月十二日武藏国江戸神田で、忠固の次男として生まれる。母は家女房新井氏。
- 文政七年（一八二四）十月三日元服。十一月十六日従五位下に叙せられ、伊予守と称した。
- 天保十三年（一八四二）八月十五日父忠固より糾方的伝（三十五歳）。
- 天保十四年（一八四三）忠徴遺領を継ぐ。
- 弘化二年（一八四五）五月藩学思永館に聖像を祀る。布施芳陳上梁文を製す。
- 安政三年（一八五六）五月十二日忠徴逝去、清寛寺殿忠山道徴大居士、享年四九歳。浅草海禅寺に葬る。
- 小倉藩 八代 小笠原 忠嘉 家女房新井氏。
 - 天保十年（一八三九）二月二十九日分家篠崎侯小笠原貞哲の四男として生まれる。母は

- ・安政元年（一八五四）忠徴の養子となる。右近将監忠嘉と改む。
- ・安政二年（一八五五）元服。十二月十六日從五位下に叙せられ、伊予守と称した。
- ・安政三年（一八五六）七月五日父忠徴より糾方的伝、（一八歳）。
- 近 八月二十九日忠嘉遺領を継ぐ。
- ・安政四年（一八五七）十二月十九日從四位下に叙せられ、右近将監と改む。
- ・安政六年（一八五九）伊川新開築立工事、下曾根社倉上棟。
- ・万延元年（一八六〇）六月二十五日忠嘉逝去。義峰院殿高鑑道隆大居士、享年二三歳。広寿山に葬る。
- 小笠原 九代** 文政十年（一八二七）九月十四日播州安志で、小笠原長武の次男として生まれる。母は小笠原 忠幹 家女。
- ・万延元年（一八六〇）十一月六日本家小笠原家を相続し、忠幹遺領を継ぐ。
- ・文久元年（一八六二）十二月十六日從四位下に叙せられ、十二月十九日大膳大夫と改む。
- ・文久二年（一八六二）糾方的伝、師範小笠原数馬長承。
- 小笠原 浜砲台成就祝、農兵徵用武術稽古、農兵調練。
- ・元治元年（一八六四）八月二十三日左京大夫と改む。
- 九月幕府より長州征伐の令下る（長州戦争）。
- ・慶応元年（一八六五）九月六日忠幹逝去、忠幹寺殿泰巖義秀大居士、三九歳。豊前国田川郡金田村碧巖寺に葬る。後、広寿山に改葬す。

小倉藩 十代
小笠原 忠忱

- 文久二年（一八六二）二月八日父は忠幹、小倉城で生まれる。母は家女上田氏。
- 慶応二年（一八六六）幕府第二回征長令を下す。

七月三日長州軍大里に上陸、小倉の地で戦闘。

八月一日小倉城を自焼し、小笠原藩世子豊千代丸一行および家中田川郡、京都郡に退避。そして、その後、豊千代丸一行は肥後細川藩に退避。

慶応三年（一八六七）一月二十八日止戦談判成立。

三月十八日香春藩発足。

五月二十一日豊千代丸、熊本で忠忱と改名。

六月二日前藩主忠幹の逝去のお触れ発す（実は慶応元年九月に逝去）。

六月二十五日忠忱、遺領豊前一五万石の相続を仰せ付られる。

明治元年（一八六八）三月七日忠忱（七歳）肥後より帰国し、仮御住居所、田川郡上赤の正福寺に帰着。
奥羽征討奥羽派遣軍出発

十一月家士の投票などにより城地の選定をし、仲津郡錦原にその地を選ぶ（現在の豊津）。

明治二年（一八六九）六月戊辰戦争奥羽出兵の功により五〇〇〇石御加増。

六月十八日小倉藩版籍奉還。

六月二十七日香春藩知事を仰せ付けらる。

十二月二十四日豊津藩と改称。

第93図 小笠原家系図

経基 満仲 賴光

又一郎 長忠 長政

義光 義綱 義家

正平 正宗

貞宗

清光

遠光 加賀美一郎

(和田義盛女)

小笠原孫二郎
長清 仁治三年歿
年81

六波羅太郎
長経 宝治元年歿
年69

文永元年歿
又一郎 長忠

永仁三年歿
年73

延慶三年歿
年65

正平五年歿
年59

正平二十年歿
年48

開善寺 修身論編述
年48

宗政

源二郎
六波羅二郎
安經
十男
高天神小笠
原の祖
長房
阿波小笠原の祖

長基
足利義満の
師範となる
応永十四年
歿
年56

三儀一統
長秀
足利義教の
師範となる
応永十九年
歿
年40

長将
持長
足利義教の
師範となる
嘉吉二年歿
年67

長義
持長
嘉吉二年歿
年67

長将
清宗
持長
嘉吉二年歿
年52

長朝
清宗
持長
文明十三年歿
年59

長朝
清宗
持長
文龜元年歿
年59

常興
貞宗とともに
「修身論」編述
年78
永和四年歿
源二郎
六波羅二郎
伊豆守護
赤沢に住す
嘉元元年歿
年99

正中二年歿
年96
嘉曆元年歿
年72

長興
長氏七男
養子となる
正平十八年
歿
年56

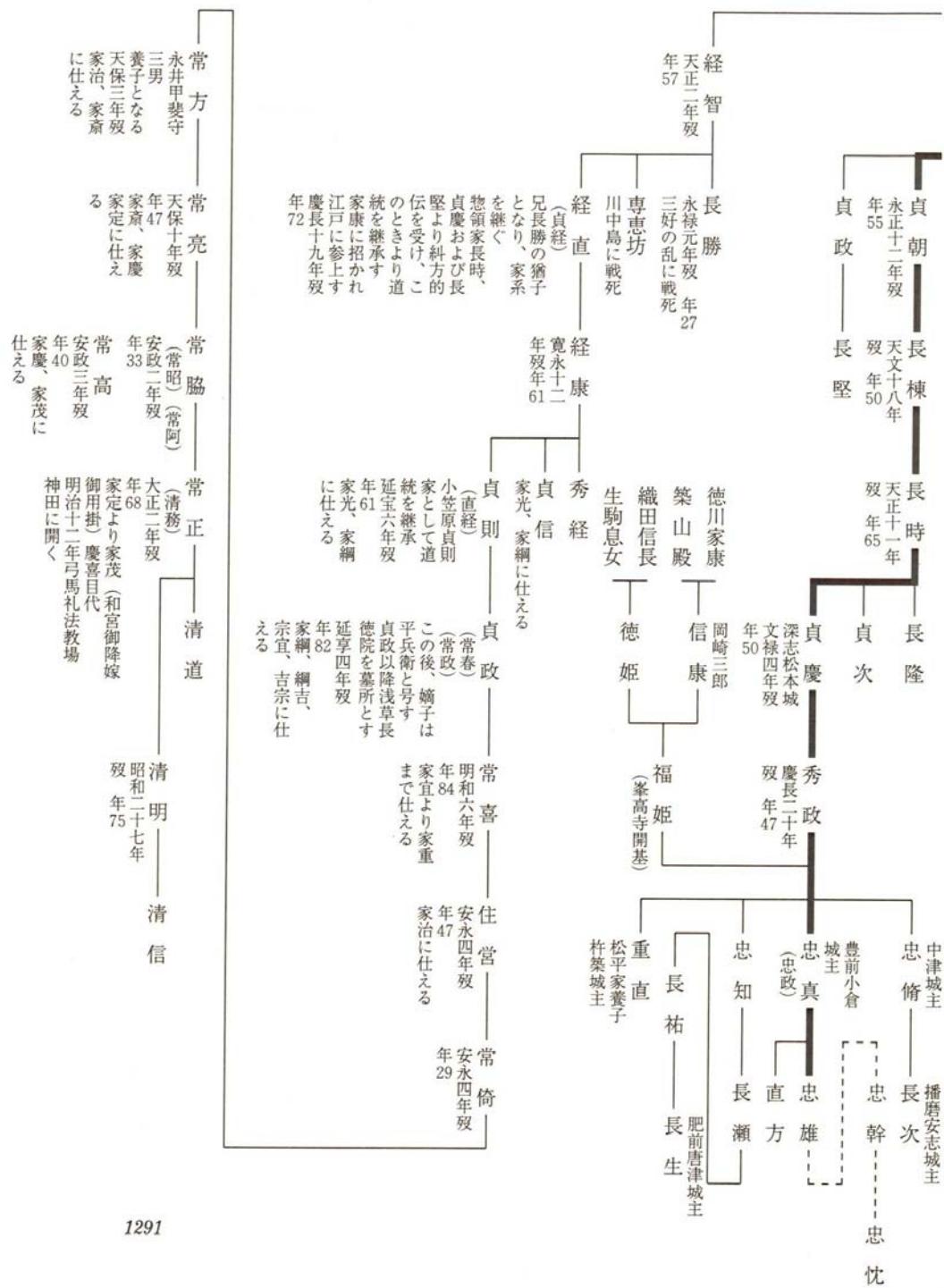
長秀
足利義教の
師範となる
長秀逝世に
より家法を
継ぐ
嘉吉二年歿
年67

長康
宗康
政秀
朝経
政盛
永正六年歿
永正九年歿
年46

常興
貞宗とともに
「修身論」編述
年78
永和四年歿
経光
武経
満経
教経
嘉吉二年歿
年57
長孫三年歿
(持経)
朝経
政盛
永正六年歿
永正九年歿
年46

大徳寺漫謹
土佐守監光信
甲冑乗馬の置像
赤沢蔵軒宗益
義政の師範
甲冑乗馬の置像
赤沢蔵軒宗益
大徳寺漫謹

(宗政女)



十一月二十二日錦原を豊津と改名。

・明治三年（一八七〇）一月十一日藩校育徳館開校。

一月十五日藩庁御上棟の儀式、豊津藩庁事始め。

・明治四年（一八七二）五月一日育徳館で会津斗南藩よりの留学生郡長正自刃。

七月十四日廢藩置県、豊津藩を豊津県と称す。

十一月十四日豊津県を廃し、小倉県を置く。

・明治十七年（一八八四）伯爵。

・明治三十年（一八九七）叙從三位勲三等瑞宝章を賜う。

一月五日忠忱逝去、錦陵院殿明道不徳大居士、三六歳。浅草海禪寺に葬る。

五 人畜改帳にみる社寺

元和八年（一六二三）「小倉藩人畜御改帳」より仲津郡のなかから現在の豊津町に含まれる一五カ村をひろい出し、人口、世帯数、職業別にまとめたのが第117表である。

一五カ村の人口一一五五人、世帯数一六四戸であるが、職業別にみると農家は九〇%の一四六戸。農家でない家一八戸（農家ではないが、副業的に農業を営んでいたのではないかと思われる）。牢人（入獄中の人はなく主として主をもたない浪人―武士―をさす）一人、戦国時代の混乱期において仕官の機会を失ったのであろう。戦国